

東京都ではSOGIを理由とする不当な差別的取扱いが条例で禁止されています。

「いかなる種類の差別も許さない」というオリンピック憲章の理念の浸透を目的に成立した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重理念実現のための条例」では、「都、都民及び事業者の性自認及び性的指向を理由とする不当な差別取扱いの禁止」を定めています。

北区の実り

- パンフレット・リーフレットによる啓発
- にじいろ電話・法律相談の実施
- 区民向け性の多様性理解のための講演会の実施
- 職員向け研修の実施
- 北区アライロゴマークの作成



北区アライロゴマーク

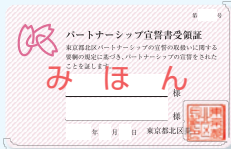
北区パートナーシップ宣誓制度

北区では、多様性を認め合い、誰もがいきいきと生きることができる差別のない人権尊重社会の実現を目指し、令和4年4月から、パートナーシップ宣誓制度を開始しました。

●パートナーシップ宣誓制度とは

一方または双方がセクシュアル・マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを誓い、パートナーシップ宣誓書を提出した場合に、北区がパートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度です。

制度を利用するための要件や必要書類については、区ホームページをご覧ください。



パートナーシップ宣誓書受領証
(カード)

北区の相談窓口

○にじいろ電話・法律相談

相談時間：電話相談 毎月第1土曜日 午後2時～5時
法律相談 毎月第4日曜日 午前10時～11時30分

電話相談 (予約不要)	相談専用電話 03(3913)0162	パートナーや家族や友人との関係、職場や学校のことなど、性自認及び性的指向に関する様々な相談
法律相談 (予約制)	予約専用電話 03(3913)0163	セクシュアル・マイノリティに関する法律問題(遺産相続・戸籍変更・在留資格・DV・ハラスメントなど)

○こころと生き方・DV相談(予約制)

夫婦・親子関係、パートナーからの暴力、職場や学校でのセクシュアル・ハラスメント、人間関係や性の多様性に関することなど、生きていく上での様々な問題の相談に応じます。

相談は無料です。匿名で相談できます。秘密は厳守します。

※性の多様性に関する相談は専門相談ではありませんが、お話を伺っております。相談時間等詳細につきましては、お問合せください。

問合せ・予約 **03(3913)0163**

その他の相談窓口

○Tokyo LGBT相談(東京都性自認及び性的指向に関する専門相談)

専門電話相談 **050(3647)1448**

相談時間：火曜日・金曜日
午後6時～10時(祝日・年末年始を除く)

専門LINE相談 LINE公式アカウント名「LGBT相談@東京」

相談時間：月曜日・水曜日・木曜日
午後5時～10時(祝日・年末年始を除く)
※受付は午後9時30分まで

○よりそいホットライン(一般社団法人社会的包摂サポートセンター)

0120(279)338(フリーダイヤル・24時間受付)

○セクシュアル・マイノリティ電話法律相談(東京弁護士会)

03(3581)5515

相談時間：毎月第2・第4木曜日
午後5時～7時(祝日の場合は翌金曜日)

性の多様性 について 考えてみよう

北区では、人権を尊重し、多様性を認めあう地域社会をめざしています。

このリーフレットは、性の多様性に関する正しい知識と理解を身につけるために作成しました。

性のあり方は様々です。
4つの構成要素を通じて考えてみましょう。

身体の性

性に関する身体的・生物学的特徴などを指します。

性自認 自認する性

Gender Identity

自分の性をどう捉えているかを指します。

性的指向 好きになる性

Sexual Orientation

恋愛感情がどの性別に向くか向かないかを指します。

性表現 表現する性

Gender Expression

言葉づかい、服装、しぐさなど、自分自身をどのように表現するかを指します。

性のあり方に関する用語

(セクシュアリティ)

SOGI(ソジ)・SOGIE(ソジー)とは

性的指向(Sexual Orientation)、性自認(Gender Identity)、性表現(Gender Expression)を組み合わせた用語です。LGBTQ+に限らず、すべての人が持つ性のあり方(セクシュアリティ)に関わる言葉です。性のあり方はグラデーションのように境目がなく、一人ひとり異なります。

LGBTQ+とは

LGBTは、「Lesbian」(レズビアン、女性同性愛者)、「Gay」(ゲイ、男性同性愛者)、「Bisexual」(バイセクシュアル、両性愛者)、「Transgender」(トランスジェンダー、性自認と出生時の身体の性にもとづいて割り当てられた性が異なる人)の頭文字を組み合わせた言葉です。

LGBTにQと+を加え、LGBTQ+と表すこともあります。「Q」はQuestioning(クエスチョニング)またはQueer(クィア)を指します。クエスチョニングは、セクシュアリティがわからない、またはあえて決めていない人のことを言います。また、クィアは、もともと「奇妙な」という意味の侮蔑語でしたが、性的少数者がそれを逆にとり、誇りを持ってクィアと自称するようになったことで、性的少数者を表す言葉となりました。

「+」はL・G・B・T・Qだけでは表しきれない、多様なセクシュアリティを指します。

性的少数者とは

LGBTQ+と同義で使用されることもある言葉で、性的指向や性自認等に関してのありようが、多数派(性自認と出生時に割り当てられた性別が一致し、かつ性的指向は異性)とは異なると思われる人々のことで、セクシュアル・マイノリティとも言います。

LGBTQ+の人たちが困っていることは、どんなこと?



学校・家庭

- クラスメイトから「おかま」「ホモ」「気持ちが悪い」などと言われ、傷ついた。
- 先生や家族に打ち明けたが、理解されなかった。
- 男女に分かれていることで、学校の更衣室やトイレが使いづらかった。また、制服にも困った。



就労

- カミングアウトをしたら内定を取り消されたり、退職を強要されたりした。
- 上司や人事担当者に打ち明けたところ、アウトティングされた。
- 同性のパートナーが家族として認められず、手当や休暇などの利用ができなかった。
- 男女別のトイレや更衣室が使いづらかった。

医療・福祉

- 同性のパートナーが入院した際、付き添いや看護ができなかった。
- 自認する性の病室に入院できなかった。

暮らし

- 同性カップルであることを理由に、賃貸住宅への入居を断られた。
- 法律上(戸籍)の性と生活上の性(自認する性)が異なり、何度も本人確認されるため、区役所などの窓口に行きづらくなった。



LGBTQ+は「いない」のではなく、「見えていない」だけです。

LGBTQ+の割合は国内では3~10%程度とされています。「自分の周りにLGBTQ+の人たちはいない」と思っている人は少なくありませんが、実際は、誰もが身近に接している可能性があります。

カミングアウトとアウトティングについて

●カミングアウト

カミングアウトとは、自らの性のあり方(セクシュアリティ)を他の人に打ち明けることです。カミングアウトするかどうかは、本人の自由です。カミングアウトを受けた場合は、まず相手の気持ちを受け止め、尊重することが大切です。

●アウトティング

アウトティングとは、ある人の性的指向や性自認の性のあり方(セクシュアリティ)について、本人の同意なく、他人に暴露することです。口頭だけでなく、SNSなどで情報を流す行為もアウトティングにあたります。また、善意のもとで行われたことでも、本人が意図しないところで、その人のセクシュアリティが知られてしまうことは、アウトティングになるので気をつけましょう。

アライとは

アライ(Ally)とは、LGBTQ+について理解や支援の意思を持つ人のことをいいます。アライになることは、誰もがいきいきと生きることができる社会の実現につながります。6色(赤・橙・黄・緑・青・紫)のレインボーカラーを身につけることで、アライであることを表明することもできます。

今日からできること

LGBTQ+の人たちに対するいじめや差別、偏見は人権問題です。まずは、性の多様性について知り、性のあり方の違いを尊重することが大切です。そして、もし困っている人がいたら、どうすればよいか一緒に考えてみましょう。

- セクシュアリティを理由にいじめたり、笑いのネタにしたりしない
- 自分の周りにLGBTQ+を含めた多様な性のあり方の人がいるかもしれないと思って行動する
- 「彼女はいるの?」「どんなタイプの男性が好き?」など、相手の性的指向を決めつけるような質問はしない
- 「彼女」「彼」「あちらの女性の方」など見た目性別を判断した表現は避ける